

博士学位論文審査要旨

2010年1月19日

論文題目：朝鮮総督府の宗教政策に関する研究

学位申請者：韓守信（はん すしん）

審査委員：

主査：神学研究科 教授 原 誠

副査：神学研究科 教授 森 孝一

副査：神学研究科 教授 水谷 誠

要旨：

日本の朝鮮半島における36年間の植民地統治に関する研究は、すでに多くの蓄積があるものの、この時代の日本の統治に関して、ことに宗教政策を主題にして焦点をあてた研究は、なお未着手であったと言ってよいであろう。学位請求者は、自らが在日韓国人として日本で育ち、カナダで、さらに韓国・延世大学校神科大学校（大学院神学研究科）で学びを続け、自らのアイデンティティを探るべく、歴史研究として、表題の研究課題に取り組んだ。

最初に「福音拡張史」的方法、ついで「民族教会史観」、「土着教会史観」という韓国キリスト教史研究に関する先行研究を総括しこれらを評価しながらも、これらの研究対象から「在日」が欠落していることを指摘し、同時に韓国キリスト教史研究において日本の植民地統治における宗教政策に関する研究が不可欠であることを指摘した。

つぎに、韓国における日本の植民地統治における「日本化」という同化政策について述べ、朝鮮半島における神社政策について分析した。「日朝同祖論」を展開しつつ神社を造営し、これに参拝を強要しつつ、日本国内においては「神社非宗教論」に基づいてなされた「国家神道」について分析した。すなわち日本では神道祭儀を一般宗教から切り離して、一般宗教の上位に位置づけたからである。

論者の基本的視点と方法は、日本の植民地統治において、在来の韓国における在来の仏教、儒教と、キリスト教という欧米宗教に対する総督府の政策を、いわゆる武断統治、文化統治、満州事変以後の兵站基地化が進行した時期、日中戦争以後の総動員体制の時期に区分しながら、総督府の資料、ハングルの文献を丹念に読み解こうとするものである。その結果、それぞれの宗教に対する政策の時期的異同を整理し、しかし一貫して機軸となった「皇民化」政策を明らかにしたといえる。すなわち、韓国人が主導する非西欧系宗教である仏教、儒教に対しては、直接的に介入する「直線的な政策」をとり、他方、アメリカ、とりわけカナダの宣教師団との関係が強固であったキリスト教に対しては、外交関係を考慮しつつ「迂回的な政策」を取ったとの結論にいたつた。しかしこれも総動員体制以後(1937年)、宣教師の撤退にともない、それ以前の差異は失われたとする。

以上、論者は、従来、指摘され得なかった宗教政策から日本の植民地統治を分析するという成果をあげたことは評価できるが、キリスト教のうちカトリックや天道教、その他の民衆宗教への言及がないことに加え、論点の平板な比較の羅列にとどまり、この時代のそれぞれの宗教組織や実態、指導者や信徒の思い、願い、そしてキリスト教に関しては欧米宣教師団の宣教師によるこの時代の資料の発掘を通して分析を通して、これらの教派教会の総督府の政策に対する反応について言及されていないことが指摘できる。

これらの課題は明確であるものの、本論文は課程博士としての水準を確保しているといえる。よって、本論文は、博士（神学）（同志社大学）の学位を授与するにふさわしいものであると認められる。

総合試験結果の要旨

2010年1月19日

論文題目：朝鮮総督府の宗教政策に関する研究

学位申請者：韓守信（はん すしん）

審査委員：

主査：神学研究科 教授 原 誠

副査：神学研究科 教授 森 孝一

副査：神学研究科 教授 水谷 誠

要旨：

上記審査委員は、2010年1月19日（火）、9時から約2時間にわたって上記学位申請者に対する試問審査を行なった。学位請求論文に対する質疑応答に関しては、申請者から適切な応答と説明がなされ、本論文の学術的価値が確認された。また、申請者、本論文の背景および土台となる韓国キリスト教史、日本キリスト教史、および関連するハングルと英文資料の解読、加えて深い神学的知識を有することも認められた。語学試験（英語、ハングル）においても、十分な学力のあることが認められた。

よって、総合試験の結果は合格であると認める。

博士学位論文要旨

論文題目：朝鮮総督府の宗教政策に関する研究
氏名：韓守信（はん すしん / HAN, Sooshin）

要旨：

本研究は、筆者に与えられている「在日」および「クリスチヤン」という生とアイデンティティに端を発する。このような実存または現実のなかで徐々に抱いた動機から、本研究では、日韓近代史研究という分野を意識しながら、日本統治下の韓国キリスト教史に焦点を当てた。具体的には、朝鮮総督府の宗教政策に注目し、それが植民地統治政策とどのように結びついていたのかを分析した。なお、朝鮮総督府の半島統治における宗教政策の位置付けと役割を検証する方法として、非西欧系宗教である仏教と儒教に対する政策、西欧系宗教であるキリスト教（とくにプロテスタント教会）に対する宗教政策を比較・相対化した。

このような研究を進めるうえで、第一章では、日本統治下の韓国キリスト教史を研究するうえでの方法論について述べた。まず、韓国キリスト教史研究の意義と目的を明かしたのち、先行研究の動向を把握するために、これまでの代表的な「史観」（これは、視点もしくは観点と理解する方が好ましい）を批判的に省察・評価した。これまでの韓国キリスト教史研究は「史観」の影響のもとで展開してきた。その大半は、日本の植民地統治をほぼ画一的に処理するだけでなく、統治者である日本側（1910年から1945年までは朝鮮総督府、1910年以前は統監府）の資料と文書を取り扱わなかっただように見受けられる。さらに、この分析と判断にもとづいて、先行研究の弱点を克服する自分なりの研究方法を提示した。すなわち、型にはまった日本理解の回避だけでなく、日本の韓国統治についての客観的な検証が必要であることを強調した。あわせて、「在日」という生とアイデンティティに触れ、これが韓国キリスト教史研究における方法論のひとつとなりと主張した。

第二章では、日本の植民地統治における半島統治の意味を整理した。まず、日本の植民地統治の基本思潮である「日本化」という同化主義について言及した。明治維新後の日本は、独立国家として生存するために西欧列強が主導する国際秩序への参入を選択し、東アジアで唯一の帝国主義国として植民地統治を行うようになった。その根底には、「内地への同化」を要求する方向性と構造があった。つぎに、半島統治がどのように正当化されていったのかに注目した。半島の「四国九州化」を目指していた日本は、古代の日韓関係を文献的に言及することによって、日本の支配と韓国の被支配が妥当であるとする「日朝同祖論」を展開し、半島統治の正当化を絶え間なく行った。さらに、近代日本の国家形成において決して看過できない「国家神道」に着眼し、その形成過程をまとめた。日本は、神道の祭祀を一般宗教から切り離し、それを国家の祭祀とした。そして、国家祭祀と一般宗教の分離を徹底し、国家祭祀を教派神道、仏教、キリスト教とは本質的に異なる存在として、しかも、一般宗教よりも上位にある国家の基盤として位置付けた。これにより、天皇崇拜と神社崇敬を根幹とした「国家

「神道」という体制が確立された。くわえて、半島統治における「国家神道」の影響を探るために、約36年にわたる神社政策に目を注いだ。神社に関する朝鮮総督府の見解は、韓国併合から敗戦にいたるまで終始一貫していた。朝鮮総督府は当初から、韓国人に対して自らの立場を明示し、神道思想や天皇崇拜の思想を浸透させようとした。半島における神社政策は、「国家神道」という国家の体制を半島に根付かせるうえで不可欠な統治上の装置であった。

第三章では、韓国併合および武断統治期における朝鮮総督府の宗教政策を分析した。植民地統治を円滑に進めようとした朝鮮総督府は、それぞれの宗教に対して異なった方法論を用いた。しかしながら、宗教政策の方法論はとくに、韓国人主導の宗教（仏教、儒教）と宣教師中心の宗教（キリスト教）とのあいだで顕著に異なっていた。すなわち、韓国人が主導する仏教と儒教に対しては、統制の内容と目的を明白に表した「直接的であらわな政策」を実施した。その一方で西欧系宗教、すなわち、宣教師が中心となったキリスト教に対しては、裏側では執拗な圧迫と抑圧を加えながらも、表面的には政教分離の原則によって非政治化を求める「間接的で婉曲的な政策」を開いた。なぜなら、西欧列強との関係に配慮せざるを得なかつた日本は、宣教師の存在を無視できなかつたからである。したがって、この時期の朝鮮総督府のキリスト教政策の方法や内容は、仏教政策、儒教政策に比べて大きく異なっていた。

第四章では、三・一運動および文化統治期における朝鮮総督府の宗教政策を分析した。朝鮮総督府は、韓国併合および武断統治期と同様に、各宗教に対して同一の方法論を用いなかつた。それぞれの宗教に対する政策は、同一の統治理念に依拠していたにもかかわらず、具体的な適応方法と過程において著しい差異を見せていた。韓国人主導の宗教に対しては、直接的に関わろうとする「あからさまな政策」であった。その一方、宣教師中心の宗教に対しては、宣教師を自らの側に引き寄せようとする「遠まわしな政策」であった。日本は、半島における植民統治支配の体制を維持するために、また、三・一運動以降に高揚した國際世論における日本批判を和らげるために、西欧列強の象徴である宣教師と親密な関係を築かねばならなかつた。このような背景があつたからこそ、この時期におけるキリスト教政策の方法と内容も、必然的に仏教政策や儒教政策と大きく異なっていた。

第五章では、満州事変以降の半島兵站基地化期における朝鮮総督府の宗教政策を分析した。この時期の朝鮮総督府の宗教政策は、それまでの時期とまったく同様であった。すなわち、同一の統治理念を基盤としていたにもかかわらず、具体的な適応方法と過程において明らかな差異を露呈していた。朝鮮総督府は、既存の宗教を用いて心田開発運動を開いた。ここには、自らの統治体制にとって好都合な価値観と宗教心を半島全体に根付かせようとする意図がともなっていた。朝鮮総督府は、韓国人が主導する非西欧系宗教に対しては直接的に介入する「直線的な政策」をとった。その一方、宣教師が中心となった西欧系宗教に対しては、宣教師の存在と働きに配慮する「迂回的な政策」をとった。朝鮮総督府にとって、半島における西欧列強の代表および象徴である宣教師は、決して軽視できない存在であった。このような背景のゆえに、この時期におけるキリスト教政策の方法と内容は、仏教政策や儒教政策と大きく異なっていた。

第六章では、盧溝橋事件以降の皇民化政策および総動員体制下における朝鮮の宗教政策を分析した。この時期になると、朝鮮総督府は宗教政策を転換し、それぞれの宗教に対して異なった方法論を用いなかった。英米との対決構造が明確になるにつれ、このような傾向はさらに強まっていった。キリスト教の宣教師たちが半島を撤収したのち、朝鮮総督府は、仏教、儒教、キリスト教を戦争協力へと駆り出そうとした。そこにはもはや、非西欧系宗教と西欧系宗教の区別は存在していなかった。この時期の総督府の宗教政策には、それまでの宗教政策のような方法論的な差異がなかった。それらはすべて「直線的な政策」であった。

本研究では、非西欧系宗教（仏教、儒教）と西欧系宗教（キリスト教）に対する宗教政策を比較・相対化をとおして、朝鮮総督府の半島統治における宗教政策の位置付けと役割を考察した。この結果、きわめて当然のことかもしれないが、朝鮮総督府の宗教政策は半島統治政策の一部にしかすぎないことが確認できた。また、各宗教に対する政策は、中身や詳細に多少の差異があるとしても、同一の統治理念、すなわち、「日本化」という同化主義政策に依拠しており、各々が密接かつ複雑に繋がっていたことが明らかとなった。さらに、このような構造をしっかりと踏まえることによって、日本統治下の各宗教についての理解の幅が広がるだけでなく、それぞれの宗教が直面した厳しい現実がさらに鮮明に見えてくることが証明された。

それにもかかわらず、本研究には、おおきく二つの限界がある。ひとつは、研究のなかで用いた資料が主に朝鮮総督府の公文書であったことによる限界である。換言するなら、半島統治の中心的な役割を担った総督や政務総監などをはじめとする高官たちの主張や立場に限定したことにより、研究の焦点が中央レベルにとどまってしまい、その結果、地方や民衆レベルまでを具体的かつ十分に目配りできなかったという点である。しかしながら、本研究において扱えなかった事柄、すなわち、朝鮮総督府の宗教政策が人々にどれだけ行き届いていたのか、宗教政策は人々によってどのように受け取れられていったのかなどについては、言うまでもなく今後の課題である。これから研究の進歩に期待を寄せるにすることにする。

もうひとつは、台湾および中国東北部（当時は満州）における統治政策との繋がりについて言及できなかったという点である。半島における統治政策を考察するうえで、上記の二地域における統治政策との密接な関わりは看過できない。なぜなら、日本の植民地統治という大枠のなかで、これら三地域は不可分な関係にあったからである。したがって、朝鮮総督府の宗教政策を把握するうえで、台湾与中国東北部における宗教政策との比較・相対化ができなかったという点は、明らかに、本研究の限界であると言える。幸いにも、上記の両地域における宗教政策を扱った研究がすでに発表されているので、今後は、日本のすべての植民地における宗教政策だけでなく、統治政策を一体的かつ総合的に研究することが有意義ではないだろうか。これについても、今後の課題として、これから研究にその労苦を委ねることとする。